

# 川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の 一部を改正する規則（案）の概要について

平成28年1月12日  
総務部職員課

## 1. 趣旨

川越市の職員を公益社団法人川越市シルバー人材センターに派遣することにより、同センターの人材育成・組織の強化を図り、高齢者の就労の機会等を確保するとともに、高齢者の生きがいの充実及び福祉をより一層推進しようとするものです。

## 2. 改正の内容

川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則第2条を次のように改めます。

（下記規則（抜粋）の下線箇所を追加、修正するものです。）

○川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（抜粋）

平成十四年三月二十日  
規則第十二号

（派遣団体等）

第二条 派遣条例第二条第一項及び処遇特例条例第二条第一項に規定する規則で定める団体は、次のとおりとする。

- 一 公益社団法人川越市シルバー人材センター
- 二 公益社団法人小江戸川越観光協会
- 三 公益財団法人川越市施設管理公社
- 四 社会福祉法人川越市社会福祉協議会

## 3. 施行期日

改正後の規則は、公布の日から施行します。